

# 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施細則

平成20年3月19日 熊本県環境生活部環境局環境保全課

## (目 的)

第1条 この細則は、熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項（以下「要項」という。）第12条に基づき、要項の運用のために必要な事項を定めることを目的とする。

## (気象情報の収集)

第2条 要項第3条の規定に基づき収集する気象情報は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 天候
- (2) 気温、湿度
- (3) 風向、風速
- (4) 今後2時間程度での気象条件の変化

## (測 定)

第3条 要項第2条第2項の規定に基づき測定局等によって算定された光化学オキシダントの濃度は、原則として大気汚染監視テレメータシステムによって把握する。

## (ばい煙発生施設の範囲)

第4条 要項別表1に規定するばい煙発生施設は、常用又は非常用を問わず全ての施設とする。

## (発令準備)

第5条 熊本県環境生活部環境局環境保全課（以下「県環境保全課」という。）の職員は、一測定局において光化学オキシダント濃度が0.09ppm以上となったときは、予報発令の準備を行う。

## (注意報等の解除要件等)

第6条 要項第7条に規定する解除の要件は、別表1のとおりとする。

2 注意報等の発令及び解除の判断は、県環境保全課長が行う。

## (関係機関)

第7条 要項別表2の備考に掲げる関係機関は、別表2のとおりとする。

## (周知系統)

第8条 要項第8条第1項に規定する予報の発令を行ったときは、別図1の連絡系統により周知を行う。

2 要項第8条第2項に規定する注意報等（予報を除く。）の発令を行ったときは、別図2の連絡系統により周知を行う。

3 要項第8条第1項及び第2項に規定する注意報等の解除を行ったときは、発令時と同様の連絡系統により周知を行う。

(周知内容)

第9条 注意報等（予報を除く。）の発令を行ったときは、別表3に掲げる内容を周知する。

(削減計画及び届出様式)

第10条 要項第9条第1項の規定による届出を行うときは、様式1による届出書を、熊本市に立地する特定工場にあっては熊本市に、熊本市以外に立地する特定工場にあっては管轄する保健所に、正副2部提出しなければならない。

2 要項第9条第2項の規定による連絡を行うときは、電話等により、熊本市に立地する特定工場にあっては県環境保全課に、熊本市以外に立地する特定工場にあっては管轄する保健所に行わなければならない。

3 要項第9条第3項の規定による報告を行うときは、様式2による報告書を、熊本市に立地する特定工場にあっては県環境保全課に、熊本市以外に立地する特定工場にあっては管轄する保健所に、正副2部提出しなければならない。

(相談窓口の設置及び健康被害の受付等)

第11条 注意報等を発令したときは、要項第11条の規定に基づき、県環境保全課、発令地域の市町村、各保健所衛生環境課は、別表4によって、相談窓口を設置する。

2 県環境保全課、発令地域の市町村、別表2の区分1から28に掲げる関係機関は、注意報等の発令による県民等からの健康被害の受付並びに報告を別表4及び別図3によって行わなければならない。

3 健康被害の受付は様式3によって行い、健康被害状況のとりまとめは様式4によって行う。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。